

第2章

災害復旧事業

第2章 災害復旧事業の概要（内容）について

災害復旧事業の「現状と課題」及び「進捗状況」について、土木部全体としてまとめると共に、平成26年度が震災からの復旧・復興においてどのような年であったのか、関係課毎にこの一年で解決されたことや課題として顕在化したこと等について記載している。

※用地課については、第3章の内容と合わせて記載している。

現状と課題・進捗状況

【公共土木施設(河川・海岸・道路・橋梁・砂防等)】

東日本大震災に係る公共土木施設等の災害復旧は、県事業として 1,926 箇所、406,626 百万円の査定決定を受けた。査定箇所のうち、査定決定見込金額が 30 億円以上となるなどして決定保留となった箇所が 32 箇所あったが、平成 24 年 3 月までに全箇所の保留が解除された。

なお、災害査定後に詳細な設計を行う協議設計箇所は 153 箇所あり、国土交通省協議、財務省協議を経て隨時実施保留の解除を行い、平成 26 年度末時点での解除件数は 148 件中(竣工 5 件除く)147 件であり、残り 1 件を残している状況である。

平成 27 年 3 月末時点における進捗率は、全体で工事の着手率が 96%、工事の完成率が 85% となっている。内陸部についてはほぼ全箇所の工事が完了しているが、沿岸部については工事の着手率が 93%、工事の完成率が 77% となっている。



【公共土木施設(用地関係)】

事業の進捗にとって最大の課題は用地取得であるが、他事業との調整等により丈量図作成が未了となっている箇所も多く、事業用地の取得が必要となる事業箇所 180 箇所に対し、丈量図が完成している箇所は 149 箇所となっている。その中で、平成 26 年度末の取得状況としては、取得すべき用地筆数 6,404 筆(丈量図未了箇所は概数で計上)に対し、取得済みの筆数は、3,696 筆(57.7%)に留まっている状況にあり、更に、取得すべき用地の中には、多数共有地や相続登記未了の土地など取得が困難となっている土地がかなり存在しており、用地取得の隘路となっている。

今後は、計画的かつ戦略的に用地取得を進める必要があるとともに、土地収用法に基づく収用裁決手続を見据えた対応が求められている。

復旧・復興事業に係る用地取得に対する取組

用地課

現在、宮城県土木部においては、東日本大震災からの復旧・復興のため各種公共事業を実施しているところであるが、その実施に当たっては、事業に必要となる用地を早急に確保(取得)することが必要不可欠である。

しかし、その取得量が膨大であること及び数次に渡る相続等により多数の権利者が存在するなどの取得が難しい土地が存在するなど、平時とは比較にならない量・質を抱えているが、応対する職員の数にも限りがあり、取得完了までの道のりは険しい状況である。

以上の課題に対し、平成26年度においては、用地補償総合技術業務委託等による用地交渉のアウトソーシングを推進し実績を上げている。また、前述した多数の権利者が存する土地の取得について、これまでの手法に替えて、より効率的に用地交渉を行う方法を構築し、現在、当該手法による用地取得が進められている状況である。

これらのほか、不在者財産管理人制度を始めとした各種制度を活用した用地取得を図っているほか、用地職員に対し、業務に必要となる広範な知識を身につけてもらうための研修を充実させ、職員の能力向上を図っている。

さらに、今後は、最終的な土地取得の方法として土地収用法の活用が予測されるが、その数が多くなった場合に備え、宮城県収用委員会として初の試みとなる指名委員制度(※2)の活用により対応する予定である。

※1 用地補償総合技術業務－用地担当職員に替わり民間補償コンサルタントが用地交渉を行う業務

※2 指名委員制度－7名の収用委員のうち案件ごとに担当委員を指名し、複数の案件について並行して審理等を進めていく制度

震災後から4年目の災害復旧事業

道路課

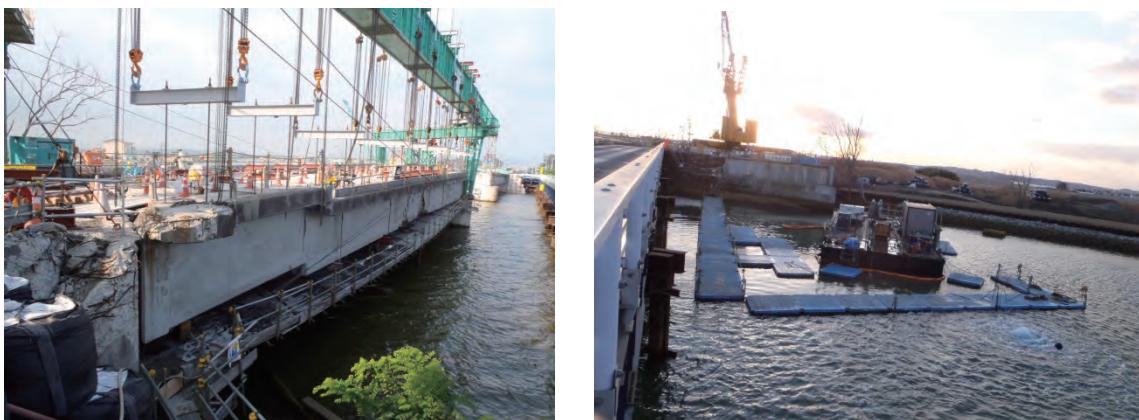
東日本大震災による津波や、広域地盤沈下により広範囲が被災した沿岸部では、災害復旧を実施する上には、市町村が進めるまちづくり計画や他事業との調整が必要な、協議設計（実施保留）、道路災害28箇所、橋梁災害31箇所、合計59箇所の実施保留解除を平成26年度中に行い、災害復旧の進捗を大きく図ることが課題であった。

このため、国土交通省等の関係省庁や地元自治体と協議・調整を行い、L1 津波対応の防潮堤計画や、復興まちづくり計画に合わせた、道路・橋梁の復旧計画を策定し、今年度は道路災害12箇所、橋梁災害5箇所、合計17箇所の実施保留を解除し、協議設計全ての実施保留箇所を解除した。

実施保留解除後は、東部土木事務所管内においては、（一）石巻工業港矢本線の災害復旧工事を執行し、気仙沼土木事務所管内においては、国土交通省に委託し、三陸縦貫道自動車道の整備と合わせ（一）払川町向線の災害復旧工事を進めた。

他の箇所についても、河川、海岸、漁港の復旧・復興事業と調整を行い、東部土木事務所管内においては（主）石巻鮎川線、（一）釜谷大須雄勝線、気仙沼土木事務所においては（国）398号、（一）大島浪板線の災害復旧工事を執行していく。

また、橋梁災害復旧工事においては、東部土木事務所管内においては、（国）398号・新北上大橋、（一）石巻工業港矢本線・定川大橋、気仙沼土木事務所管内において（国）398号・横津橋、折立橋、及び、（主）気仙沼唐桑線・面瀬橋、（一）清水浜志津川港線・清水橋の復旧工事に着手した。



（一）石巻工業港矢本線 定川大橋旧橋撤去工事
(左:上部工撤去, 右:下部工撤去)

災害復旧工事の進捗状況としては、(一)牡鹿半島公園線にて通行止めとしていた、大原跨道橋から山鳥規制ゲートまでの約 L=11km の区間について、平成26年4月30日に片側交互通行とし、平成26年10月20日には全線の供用が可能となった。



(一)牡鹿半島公園線
被災状況



(一)牡鹿半島公園線
完 成

また、(一)泊崎半島線については災害復旧12箇所の内8箇所が完了し、残る4箇所については平成28年度の完了を目指し、工事を鋭意推進した。

このように、事業が進捗する中、建設資材や労務費の物価上昇が震災以降続いていること、また、工事において判明した現場条件の変更や、隣接工事の計画変更に伴う設計変更も発生している。そのため、関係する省庁や自治体と設計変更について協議・調整を行い、現場の進捗に影響がないよう速やかに対応した。

また、用地取得が難航している箇所については、事業認定等の手続きを進め、用地取得に努めた。

東日本大震災より4年目が過ぎ、内陸部の災害復旧事業は概ね完了してきているが、沿岸地域についてはこれから事業着手となる箇所もあり、宮城県震災復興計画の再生期2年目を迎える今、新しいまちづくりと併せた復旧事業の更なる加速化に取り組んでいく。

震災から4年目の災害復旧事業について

河川課

震災から4年目となる今年度は、宮城県震災復興計画における再生期の初年度に位置づけられており、これまでの復旧期から蒔いてきた復興の種を開花させ、これから4年間の再生期の方向性を決定する重要な一年である。

昨年度末時点での災害復旧状況は着手率で河川施設は9割、海岸保全施設は8割であったが、今年度をもって内陸部のすべての河川で完了した。沿岸部においても平成29年度までの完了を目指し、全力を挙げて災害復旧事業に取り組み、被災市町の復興まちづくりを支援した。災害復旧にあたっては「見える復旧・復興」として、各現場で着工式等を開催するとともに、ホームページで工事の進捗状況を掲載・随時更新するなどして被災者及び県民の方々に復旧・復興を感じていただけるような情報発信にも努めてきた。

さらに貞山運河については「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づき、復興のシンボルとして誇れる運河群としての再構築に向け復旧・復興を推進した。



「見える復旧・復興」の一例:着工式・安全祈願祭

【荒谷前地区海岸】進捗状況

事業概要
木工事 施工延長 L=217.0m
堤体高さ H=1.00m 堤斜面護岸 L=217.0m
固地工 N=1基 構造工 N=1基
測定点数 付替道路 L=86.0m 下水道敷設埋込 L=30.0m

計画平面図
計画横断図

事業位置
荒谷前地区海岸
気仙沼市鹿島町荒谷前地先

1 年度前 平成26年10月 2 荒谷前 平成28年10月
3 荒谷前 平成25年10月 4 荒谷前 平成25年10月

【荒谷前地区海岸】進捗状況

進捗状況
完成は平成28年3月25日を予定しています。

1 年度前 平成26年10月現在の状況
現在、被覆ブロック（陸上標準部）作業を行っています。

2 平成27年2月末現在の状況
海上から全景

3 年度後 平成27年10月現在の状況
裏面面被覆工の作業を行っています。

「見える復旧・復興」の一例:ホームページでの情報発信
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/sinntyoku.html>)

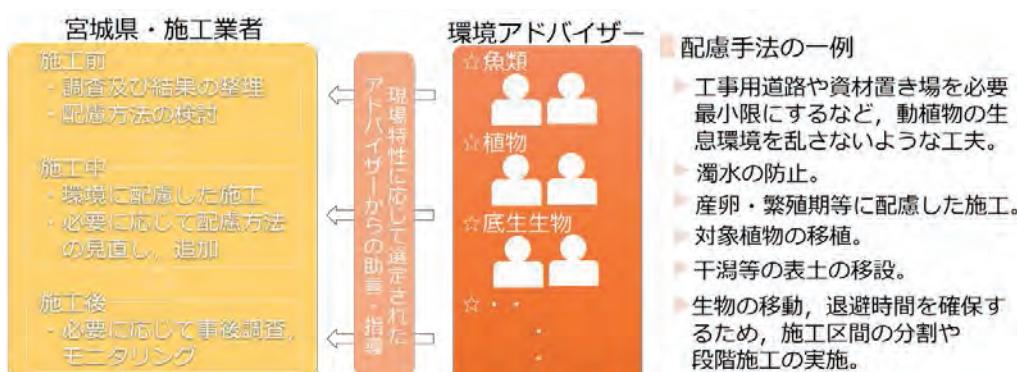
気仙沼市の津谷川・中島海岸では、災害復旧事業説明会を重ねて実施してきたが、景観・環境などへの配慮に対し引き続き検討するよう要望があった。これらの要望事項について出来るだけ地元の意見を取り入れながら、よりよいものを造るという観点から、地元住民が主体となる「検討ワーキング」を設置するとともに、専門的な評価を行うため「中島海岸及び津谷川災害復旧事業に関する検討会」を設置し、整備方針を取りまとめたうえで全体説明会を開催し、この整備方針について地域の方々より御了承をいただいた。

一方で、地元合意に時間を要し工事着手に至っていない地区もある。これらの地区については、関係機関との更なる調整・連携が必要であり、引き続き丁寧な対応を続けていく。



津谷川・中島海岸の災害復旧事業説明会と完成イメージ

自然環境と共生した早期復興を行うために、整備にあたってはその地区的動植物の特色を把握し、工事実施にあたって十分な配慮をしていくことが求められる。このため宮城県では各分野の専門家や有識者からなる「環境アドバイザー制度」を昨年度に制定しており、その活用等を積極的に進めていきたい。



環境アドバイザー制度の概要

震災から4年が経過したが、未だ多くの方が仮設住宅等での生活を余儀なくされている。被災者の皆様が一日も早く安全・安心な生活ができるよう引き続き全力を挙げて災害復旧事業に取り組みたい。

平成 26 年度における災害復旧事業について

防災砂防課

平成 26 年度における本課の東日本大震災に係る災害復旧事業への対応、現状と課題は次のとおりである。

1. 河川等災害復旧事業の予算・決算

(1)予算関係

予算要求の通知から提出までは期間が短いことから、事前に必要となる資料の作成を事業課に依頼した。また、国に対しても予算に関する情報の収集に努め、予算要求に反映させた。さらに、事業の進捗に伴い、当初想定していなかった費用が生じた場合には、その都度追加の予算令達を行い事業が停滞しないように努めた。

(2)精算関係

震災直後の平成 23 年度は、当課と事業課で所要額、繰越見込額、不用額などを異なる金額で管理をしていたため、精算額を確定する際に非常に苦労した。これは、膨大な業務に追われ、事業班との連携が不足していたことにより、情報の共有化が図れなかつたことが原因であった。このことから、現在では当課から公所へ各種調書の作成を依頼する際の流れや逆に公所から報告をもらう際の流れをルール化するとともに、事業課との連携を密にして情報の共有化を行っている。

また、災害復旧事業は箇所数・金額とも膨大であることから、精算調書に加え箇所別調書を作成してもらうことにより金額の 2 重のチェックを行った。

(3)国費関係

前年度に提出した国庫負担金要望額調書に基づき、4 月に交付決定を受けた。その後、事業費の変更に伴い 12 月に変更交付決定を受けた。また、7 月に本省繰越予算に係る内示があり、12 月に交付申請書を提出し、交付決定を受けた。国費の受入については、事業の完了実績に併せて 9 月から実施した。

前年度に完了した事業の成功認定検査(通常の国庫補助事業の場合は完了検査)では、先に述べたとおり件数・金額が膨大となっていることから、関係公所には、これまでより 2 か月早い時期に提出書類の作成を依頼した。また、検査を受検するに当たっては、当課のほか関係課所に会場の確保等に協力をもらい対応した。

【参考】県成功認定の実施状況

(単位:件、千円)

災害区分	H24 年度検査		H25 年度検査		H26 年度検査		備 考
	箇所数	竣工金額	箇所数	竣工金額	箇所数	竣工金額	
災害関連	0	0	4	101,738	0	0	
通常災	77	1,344,029	230	1,947,776	185	1,756,697	
地震災	0	0	2,233	42,469,579	970	36,554,534	
計	77	1,344,029	2,467	44,519,093	1,155	38,311,231	

(4) 繰越関係

国に対して、繰越案件に係る 202 か所・80,247,045 千円の翌債申請を行うとともに、県議会に対しても繰越の承認手続きを行った。また、繰越予算のうち年度内に完了が困難な 53 か所・5,348,959 千円の事故繰越申請も併せて行った。

2. 市町村の災害復旧事業の指導監督業務

(1) 国費関係

国からの市町村に係る決定通知に基づき、8 市町に国庫負担金の交付決定を行い、事業の完了実績に応じ、1 月から国費の支払いを行った。

成功認定検査では、提出書類の記載例や前年度に問い合わせのあった内容を Q & A にまとめたものを送付して、市町村職員の負担軽減を図った。また、検査に当たっては、当課のほか関係課・所に随行員や会場の確保等に協力をもらい実施した。

【参考】市町村成功認定の実施状況

(単位:千円)

災害区分	H24 年度検査		H25 年度検査		H26 年度検査		備 考
	市町村	認定金額	市町村	認定金額	市町村	認定金額	
災害関連	0	0	0	0	1	20,007	
通常災	10	815,408	23	1,909,555	17	1,594,736	
地震災	0	0	33	22,689,647	26	8,058,770	
計	—	815,408	—	24,599,202	—	9,673,513	

(2) 繰越関係

国に対し、繰越案件に係る 7 市町の 66 か所・4,336,353 千円の翌債申請を行った。また、繰越予算のうち年度内に完了が困難な 4 市町の 20 か所・1,878,194 千円の事故繰越申請も併せて行った。

3. 災害復旧事業に関わる着実な推進

(1) 進行管理

災害復旧事業の進行管理にあたり、これまで事業箇所毎の進行管理であったが、今後は発注工区単位で進行管理を行い、工事箇所毎の個別の問題に対応できるよう丁寧な進行管理を行っていく必要がある。

(2) 事業認定申請

計画的な用地買収を進めるために必要となる事業認定申請については、当初 30 事業箇所の用地隘路を取得するために申請を予定していたが、平成 26 年度は 3 箇所の事業認定申請に留まった。主な遅延の理由として申請資料の作り込みなどによる内部的要因や他事業との調整などによる外部的要因の課題が上げられた。工事完了時期を考慮すると平成 27 年内には、すべての箇所の申請を完了しなければならないことから重点的業務として認定庁と調整を図り、事務所及び各主務課と連係を整え期限厳守の危機感を持って取組む必要がある。

(3)協議設計の実施保留解除

平成 23 年災害査定時において他事業との関連や地形・地盤等の状況から特に検討が必要な箇所は、協議設計扱いとして査定を受け、工事実施が保留されていた。査定後、保留解除に係る協議を進め、平成 26 年度末現在、全体で 206/226(県事業 147/148、市町村事業 59/74) の保留解除を達成した。遅れている箇所は、他事業の計画が決まらず、実施設計に着手できない状況にあるが、平成 27 年度は集中復興期間の最終年度となることから、早期に全件解除を行う必要がある。そこで、各箇所毎に協議の進捗状況を把握し、適時助言を行いながら保留解除を進めていく。

災害復旧事業

港湾課

1 はじめに

この記録は東日本大震災により甚大な被害を受けた、宮城県内の8港湾(11港湾港区)が、平成23年度から始まった復旧期を平成25年度に終え、4年間の再生期に突入した平成26年度の災害復旧事業についての取組状況や課題等を記すものである。

2 復旧期の現状

東日本大震災により、宮城県内の港湾では航路・泊地の埋没や、防波堤・岸壁・臨港道路・防潮堤等の沈下および倒壊など全域において甚大な被害を受けた。東日本大震災から1年目である平成23年度は、まず物資及び燃油の早期供給を図るため、被災程度の低い岸壁や石油基地へ繋がる航路・臨港道路・荷捌き地を、国土交通省と自衛隊、宮城県の3者が連携して、優先的に啓開作業を行った。また、臨港道路沈下、防潮堤・護岸の流出倒壊による冠水対策として、盛土や土嚢での応急復旧にあたった。災害査定については、平成23年12月の12次査定までに全ての査定が完了した。災害査定件数は302件、査定決定された被害額は891億円にも上った。

2年目である平成24年度では、工事実施に向けての詳細設計が順次完了し、岸壁や臨港道路、防波堤などの災害復旧工事が着手された。

復旧期の完了年度である平成25年度では、津波防護レベル(L1)に対応した海岸保全施設(防潮堤)の災害復旧事業が本格的に始まり、背後のまちづくりとの調整及び港湾関係者、地域住民と合意形成を進めながら順次着手した。

復旧期の完了時点での港湾災害復旧事業については、主要な岸壁・臨港道路・港湾施設を中心に約6割の施設が着手され、約3割の施設が完了した。

3 再生期1年目としての平成26年度の取組

平成26年度は再調査や成功認定、港湾関係災害復旧事業説明会といった港湾災害復旧に関連する大きな行事を実施しながら復旧を進めた。

平成26年の7月に実施した再調査では、東日本大震災に伴う特例により、現地調査は査定決定された事業費より増額された箇所かつ、負担法上重要な変更とされる箇所の内、平成26年度中に完了する箇所を対象に現地調査を実施した。現地調査の対象となった港湾施設は主に岸壁や物揚場、防波堤を中心とした平成24年度に発注した災害復旧事業であり、特に苦労した点は事前に提出した全ての号災の再調査調書の作成や、事前に行われた国土交通省との設計変更協議、これに伴う財務省との

事前打ち合わせ等であったが、この各省庁との打ち合わせの結果、円滑な現地調査が行われた。

(現地調査箇所:11件、机上調査箇所:31件、調書の提出箇所:302件)

平成26年の10月に実施した成功認定では、平成25年度に完成または、一部完成した災害復旧事業の全てを検査対象として、完成箇所は現地・机上両方の調査を実施し、一部完成箇所については机上検査を実施した。現地では実測による出来高の確認を行い、机上検査では支払いが適切か確認した。調査箇所が多く調査期間が2週間にも上ったが、平成25年度に完了した災害復旧事業の成功認定を無事に完了することができた。

(現地検査箇所:69件、机上検査箇所:7件)

平成26年度末には、港湾関係災害復旧事業説明会を開催した。これは港湾災害復旧事業担当者が、港湾災害復旧事業を被災から成功認定までの一連の手続きを実際にあった事例を交えて学ぶ貴重な機会である。平成24年度に宮城県が東北ブロックの幹事県となり開催予定であったが、震災対応の中、開催する事は不可能と判断されたことで延期されていたが、港湾災害復旧に係る数多くの事務手続きや再調査等の注意点を確認するため4年ぶりに開催された。

4 平成26年度の課題と平成27年度に向けて

平成26年度までの災害復旧事業の着手率は防潮堤復旧工事の着手も進み、港湾施設では約8割、海岸保全施設では一部入札不調があったが、約6割の工事が着手された。完成率については、港湾施設の利用調整を図りながら進めており、港湾施設では約6割、海岸保全施設では約2割の工事が完成した。平成27年度は、東日本大震災から5年という節目の年であるため、災害復旧事業の着手率10割を目標に全力で復旧・復興に取り組む。



仙台塩釜港(塩釜港区)貞山1号岸壁 災害復旧写真

都市公園に関する災害復旧事業

都市計画課

1 平成26年度の取組み状況

(1) 県立都市公園

都市計画課所管の県立都市公園5公園は、先の東日本大震災で甚大な被害を受け、5公園全てで災害査定を受検した。その後、廃工とした1公園(矢本海浜緑地)以外の4公園では、災害復旧事業(国災)は、平成25年度末までに完成したが、周辺工事の関係等から現在(H27. 3末)では2公園が閉園中である。平成26年度末の進捗状況は次のとおりである。

- ① 内陸部の県総合運動公園(利府町)及び加瀬沼公園(塩竈市、多賀城市、利府町)は、平成24年度末までに災害復旧事業は完了し、全園供用となっている。
- ② 仙台港多賀城地区緩衝緑地(多賀城市、七ヶ浜町)は、災害復旧工事(国災)の完成により、平成26年1月に全園供用となった。但し、不具合が発生した水道施設や津波による枯損木の撤去・再植栽(国災対象外)が残っており、単独災害復旧事業(単災)を活用し、平成27年度の完全復旧に取り組んでいる。
- ③ 岩沼海浜緑地(岩沼市)では、災害復旧工事(国災)を平成25年度末に完了しており、平成26年7月に(一)岩沼海浜緑地線・二の倉橋仮橋工事終了に伴い津波来襲時の避難が容易となったため、平成27年4月より南ブロックを一部再開園することとした。北ブロックは、園内や避難路等の整備を復興交付金事業で行うこととしており、平成29年度からの再開園に向けて進めている。
- ④ 矢本海浜緑地(東松島市)は、北上運河や航空自衛隊松島基地といった地理的条件から、原位置での復旧では公園利用者の安全確保(避難時間)が困難なため、災害復旧(国災)を断念し(平成24年度廃止報告済)、隣接地域での再整備に係る公園全体(約11. 2ha)の調査費が第10回復興交付金(平成26年11月)で認められた。

(2) 市町村管理の都市公園

市町村管理の都市公園災害復旧事業(国災)は、女川町、山元町からの受託工事を含め、平成25年度までに概ね完了しているが、沿岸市町においては、復興まちづくり計画との関係等により遅延している箇所もある。市町村指導監督事務としての、平成26年度の取組み状況は次のとおりである。

- ① 亘理町 鳥の海公園について、復興まちづくりとの関連から従前の公園区域とは別の場所に移設すべく国土交通省と協議を重ね、平成23年災・第11次査定(H26.10.29-10.30)で災害復旧事業として採択された。復興交付金で採択済の「防災公園」と併せ、観光・水産を軸とする亘理町荒浜地区の復興計画の財源が確保されることとなった。この査定で平成23年災は全て終了した。

- ② 沿岸4市町(石巻市, 気仙沼市, 亘理町, 南三陸町)では、復興まちづくりや他事業との事業調整等の事情による未着手箇所があり、都市災では再調査(再査定)が実施されないことから、国土交通省との連絡・調整を密に行った。

2 平成27年度の取組み方針

前年度の成果と課題を踏まえ、平成27年度の取組みに係る留意点は次のとおり。

(1)県立都市公園

- ①仙台港多賀城地区緩衝緑地の水道施設復旧は、単独災害復旧事業(震災特交)を活用する平成27年度予算で完了となり、平成25年度予算の事故繰越もあることから、適切な進捗管理、フォローアップを実施する。
- ②岩沼海浜緑地の全園再開園は、復興交付金事業で整備する北ブロックの避難対策工事が完了する平成29年度を目指しているが、野球場など、有料施設の臨時開園への期待も大きいことから事業工程の見直しを行い、平成28年夏期の臨時開園を検討する。
- ③矢本海浜緑地については、東松島市や河川・港湾等の関係機関調整と設計業務を急ぎ、用地費・工事費に係る復興交付金採択を目指す。再整備懇談会で一定の合意形成が図られた将来の運動施設の管理主体調整も並行して進める。

(2)市町村管理の都市公園

- ① 平成27年度は、国の集中復興期間(5年間)の最終年度であり、期間延伸要望に対する国の方針が不透明なことから、沿岸4市町(石巻市, 気仙沼市, 亘理町, 南三陸町)の未着手箇所に関する早期執行を関係市町に要請するとともに、所要額が確保できるよう国土交通省との調整を図る。

【亘理町・鳥の海公園 災害復旧計画&復興交付金計画】



